



# 葉山町 まちづくり条例・ 施行規則

## ソフト事例

自治体：神奈川県 葉山町

種別

無電柱化  
条例

景観計画  
景観地区

義務性

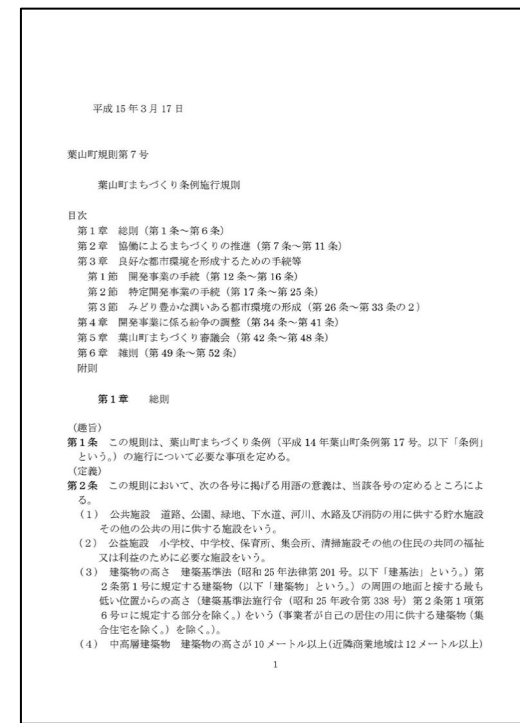
義務

努力  
義務

推進



■葉山町まちづくり条例パンフレット



■葉山町まちづくり条例施行規則

### ●葉山町まちづくり条例

まちづくりの基本理念、町民・開発事業者・町が協働でまちづくりに取り組むための基本的事項を定め、優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めることにより総合計画の将来像である「海とみどりにひろがる交流文化のまち葉山」の実現をめざすため制定されています。

すべての人が、町の環境保全と創造に貢献できる、潤いと活力を実感できる「まち」をつくるため、「協働によるまちづくり」「開発事業の手続き」「紛争の調停」を柱として、まちづくりの基本的な仕組みやルールが定められています。

### ●無電柱化の対象となる開発事業

- ・都市計画法第4条第12項に定める開発行為
- ・建築基準法第2条第13号に定める建築行為その他規則で定める行為

### ●リンク

<https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/toshi/4/2/1720.html>

### ●無電柱化に係る規定（令和4年5月施行）

葉山町まちづくり条例第33条第1項（8）において、潤いある都市環境の形成のため、開発事業者及び工事施工者に対し「安全で快適な生活環境の確保」を求めており、施行規則において「電柱又は電線等の設置及び撤去」について定められています。

- ・開発事業区域の面積が、1,000㎡以上5,000㎡未満の開発事業にあっては、その開発区域内における電柱又は電線等の設置の抑制及び撤去を行うように努めなければならない。
- ・開発事業区域の面積が5,000㎡以上の開発事業にあっては、その開発事業区域内における電柱又は電線等の設置の抑制及び撤去を行わなければならない。